

9条改憲、敵基地攻撃能力保有等自衛隊と米軍との一体化の動きについて

【成宮議員】日本共産党の成宮真理子です。通告に従い、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、憲法改定や自衛隊の「敵基地攻撃能力」保有、米軍との一体化などの危険な動きに関わり、3点伺います。

1つめに、「敵基地攻撃能力」の保有、憲法9条改定についてです。

光永議員の代表質問に、知事は「憲法改正は国民の間で幅広く議論されるべき」と答弁されました。しかし、いま問題になっているのは、憲法一般を広く議論するかどうかではありません。自民党が改憲4項目を掲げる下、岸田首相は所信表明演説で初めて「敵基地攻撃能力保有」の検討を表明し、憲法改定へ「国民の議論を喚起しよう」と述べました。歴代政権の憲法解釈を覆す立憲主義の破壊であり、9条を空文化し、日本を「海外で戦争できる国」に変えようとするものです。

しかし、国民世論は、どの世論調査でも9条改憲を望む声は多数ではありません。その下で、9条改憲を急ぐ危険な国の動きに、知事は反対を表明されないのでしょうか。

京都府は、日本海に突き出した丹後半島の最先端に、米軍のためのミサイル探知レーダー基地が置かれ、舞鶴には日本海側で唯一の軍港があります。

日本海周辺における、中国による軍事的緊張を高める行動は、批判されなければいけません。しかし、「軍事には軍事で対抗する」立場で、安倍元首相のように「台湾有事は日米同盟の有事」だと集团的自衛権の発動まで持ち出し、軍事的挑発をけしかけることは危険極まりないものです。緊張がエスカレートして軍事衝突になり、府民が巻き込まれ攻撃の対象となりかねません。

こうした危険から、府民を守らなければなりません。危険を減らすには、「軍事対軍事」の悪循環から抜け出し、憲法9条にもとづく平和的・外交的努力をつくすしか道はありません。

知事は、府民の安全を守る立場に立ち、改憲をめざす国の動きに反対すべきと考えますが、いかがですか。

2つめに、府域で進む自衛隊と米軍との一体化、実戦化についてです。

今年に入り、台湾周辺での自衛隊とアメリカ、イギリスの空母も含む6カ国海上演習、6月7月の日米合同演習「オリエン特・シールド」、9月から11月の全陸上自衛隊による30年ぶりの大演習、現在、日米統合指令所構築演習など、全国で日米大演習が途切れなく実施される異常事態となっています。

その一環で、府内でも、11月末、宇治黄檗の自衛隊駐屯地などで、陸上自衛隊と航空自衛隊による迎撃ミサイルパトリオット配備防護訓練が行われました。住民の通報で、わが党の水谷議員が現地を調査すると、パトリオット発射機が配備され、一体を有刺鉄線で囲み自衛隊員が防衛する姿が間近に見え、住民からは「住宅地のすぐ横でミサイル発射装備を置いて訓練なんて恐ろしい」と声が上がっています。

舞鶴港の問題は、代表質問に知事は、米艦船は日米地位協定にもとづき通告すれば入港できる。自衛隊専用岸壁だから府としての判断はいらなかった、と答弁されました。これを聞いた舞鶴の方々からは「他人事のように。米艦船は改良型トマホークを搭載しており、核兵器を積んでいるかも知れないのに」と怒っておられます。

また、陸上自衛隊演習時には、舞鶴の民間港そのものが使用されました。わが党議員団と舞鶴市議団が現地を調査した10月1日には、新日本海フェリー「はまなす」から40台もの軍用車両が降ろされて港の駐車場を占領し、自走砲、装甲車などの兵器が、覆いもかけずに街中を運搬され、市民から「なんだこれは戦争準備か」と不安の声が寄せられています。この演習では、JR京都駅も使用して、桂自衛隊などからも軍事物資や隊員移送が行われました。

加えて、米軍オスプレイの飛行を目撃したとの声が、私の地元でも相次いでいます。滋賀民報社が11月25日に大津市上空での飛行を撮影し、航空機レーダーの追跡で、京都市内から大津市上空への飛行航路を確認したと報じています。

このように、自衛隊と米軍とが一体化した訓練が激しくなっていますが、これは、日本とアジアの平和に逆行し、府民を危険に巻き込むものであり、反対すべきと考えますが、いかがですか。

3つめに、重要土地調査法についてです。

政府は、来年9月の全面実施へ、5月までに運用の基本方針をまとめ、対象区域を決めるとしています。防衛省は、府内で、現在対象となる候補は、自衛隊33か所、米軍1か所であり、令和元年度までの調査で対象土地の所有者数は、福知山で240人、桂230人、宇治・祝園610人、大久保150人、舞鶴700人、米軍経ヶ岬90人、合計1920人としていますが、「概ね1キロ」の範囲では明らかに実態より少なくなっています。さらに、「重要施設」が生活関連施設に拡大され、「概ね1キロ」も広げられれば、多くの府民が調査対象になります。

太平洋戦争開戦の日である12月8日、西京ピースウォーク実行委員会による桂自衛隊をめぐる学習会が行われましたが、この法律について、「1キロ圏内に住んでいる。家族・交友関係、どこまで調査されるのか不安で怖い」「不動産の売買に規制がかかると聞き驚いている」「戦前のような住民監視はやめてほしい」などの声が相次ぎました。戦前のような住民監視社会を許してはなりません。

さらに、この法律は、自治体には、対象者の個人情報をも本人の同意なく提供させようとするものです。憲法に保障された基本的人権、地方自治体の個人情報保護の責務に背くような政府の調査に協力させるなど、住民を守るという自治体の役割に反するのではないのでしょうか。

このような重要土地調査法は、憲法違反であり、法律施行に反対・撤回を求めるべきではありませんか。また、本府として、本人同意なく個人情報提供を行わない立場に立つべきではないのでしょうか。

【西脇知事・答弁】 自衛隊の敵基地攻撃能力保有等についてでございます。

外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針である、国家安全保障戦略等の改訂について、国は敵基地攻撃能力の保有も含めあらゆる選択肢を検討するものと承知をしております。今後、国の国家安全保障会議等において、検討が進められることとなりますが、自衛隊の敵地攻撃能力の保有や防衛関係費の増額等につきましては、我が国の安全保障に関わる国の専権事項であり、国において国民に対する丁寧な説明と適切な判断がなされるべきものと考えております。

また、憲法改正につきましては、国会が発議し国民投票において過半数の賛成が必要である旨、憲法の中で定めており、そのあるべき姿を議論することは憲法において予定されているところでございます。憲法の改正を議論するにあたりましては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を維持したうえで、それをどのように守っていくかという観点から、国会を中心に国民の間で真摯に幅広く議論されるべきものと考えております。

【野本総務部長・答弁】 自衛隊と米軍との一体化、実戦化についてでございます。

経ヶ岬通信所においては、本年6月下旬から7月の上旬の間にかけて警護訓練が実施されましたが、従来からのテロ等に備えるための日米共同のための警護訓練の一貫として実施されたものであり、経ヶ岬通信所をとりまく情勢の特別な変化によるものではないことを防衛省に確認しております。日米共同の警護訓練の実施におきましては、安全保障に責任を有する国において判断されるべきものであります。京都府としましては、訓練中における安全管理体制の徹底はもとより、地域住民の生活に影響を与えないよう十分な配慮を求めるなど、府民の安心安全を守る立場から問題が生じるような場合には、速やかに厳しく対応を求めてまいります。

次に、重要施設周辺および国境離島等における土地等の利用状況の調査および利用規制に関する法律いわゆる重要土地等調査法についてでございます。この法律は防衛関係施設、海上保安庁の施設などの重要施設の周辺並びに国境離島及びその周辺の有人離島の区域内にある土地等の利用状況を調査するとともに、当該土地等が重要施設及び国境離島等の機能を阻害する行為のように称されることを申し入れるための措置について定められたものであると承知しております。

同法は今年6月に可決・成立し、来年9月の全面施行に向けて、国において準備が進められているものと承知しておりますが、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止につきましては、我が国の安全保障に責任を有する国の専権事項であり、同法の施行にあたっては、国において国民に対する丁寧な説明がなされるべきものと考えております。また、京都府個人情報保護条例におきましては、法令等に基づくときには個人情報の提供の制限が除外されているところであり、重要土地等調査法におきましては、内閣総理大臣は土地等利用状況調査のために、必要がある場合においては、関係地方公共団体の長等に対して、利用者等関係情報の提供を求めることが出来ることとされており、その求めがあったときは提供するものとされているところでございます。

【成宮議員・再質問】 まず、知事お答え頂きましたけれども、改憲一般の議論が焦点ではないんです。立憲主義を壊そうという国の動きが強まっている、そして敵基地攻撃能力などあらゆる選択肢と国が憲法を破って突き進むそのもとで、国の問題だというふうに言うだけで良いのかと言うことが問われていると思うんですね。

再質問を3点させていただきます。

1つは、9条改憲の動きと一体となった、自衛隊・米軍の訓練に、あちこちで府民の「本当に怖い」という声をあげておられるんですね。この府民の声に応えないのかという問題です。京都は、舞鶴も、宇治、大久保、桂でも、住宅地に隣接して町の真ん中に基地があるのが特徴となっています。府民の不安は当然だ。11月29日に「平和憲法を守り生かす京都共同センター」が申し入れをされています。「日米共同訓練に反対せよ。少なくとも訓練の詳細内容について把握を」と求めておられるわけです。お答えには、訓練について問題が起きたときには厳しく対処するみたいな話があったんですけども、具体的にお聞きしたいんですが、さきほど指摘しました宇治でのパトリオット訓練、舞鶴民間港を使った訓練が行われている。さらに11月の米軍オスプレイの飛行などについて、府として事前に情報をつかみ、府民を不安にしないために訓練の中止も含めものを言うべきではなかったのかと考えるわけです。なぜ言わなかったのか、お答え頂きたいと思います。

2点目、米艦船の舞鶴への入港について。知事が可否の判断ができるように日米地位協定の見直し

を求めるのはもちろん必要ですが、その以前にも少なくとも「核を積んでいない」ということを証明する非核証明書の提出を、米軍や防衛省に求めるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

3点目に、重要土地調査法についてです。法律に基づいて、自治体に対して自治体の個人情報保護条例にかかわらず、情報提供をさせるというしくみになっており、非常に重大だと思います。実施について、国は、実施に区域指定や情報収集などについて、事前に自治体首長の協力を求め、また意見を聞くとなっています。どんな協力以来が国からあって、府としてどんな情報を提供し、どんな意見を述べているのか、明らかにしていただきたいと思いますが、お答えください。

【野本総務部長・再答弁】成宮議員の再質問にお答えします。訓練につきましては、国の専権事項となっておりますので、国においてきちんと説明をして頂きたいと考えております。可否につきましても専権事項でございますので、国においてきちんと説明して頂くことになろうかと思っておりますけれども、私どもとしましては、地域住民の生活に影響を与えないよう充分配慮を求めるとともに、安心安全を守る立場から、問題が生じるような場合には速やかに、厳しく対応を求めてまいりたいと考えてございます。

3点目の土地等調査法につきましては、まだ法律が施行されていないところでございますので、施行にあたりましては、国民に対しましてきちんと説明をして頂くことが大切だと考えております。

【成宮議員・指摘要望】具体的に3点、府民の疑問に答える、府民を守る立場で質問させていただいたんですが、何も答弁ありませんでした。引き続き、指摘しましたこの間の日米一体となった訓練が府民を不安にしている。こういうことについて、事前に情報をつかんで、そして中止も含めて府民の立場でものを言っていく。そのことを強く求めたいと思います。それから、重要土地調査法についても、具体的にどんな要請があって何を答えているのか、何も具体的にお答がありませんでしたが、非常に重大だと思いますので、引き続き明らかにするように求めたいと思います。こうしたことを国の専権事項だというだけではなくて、府民を守る立場で、府民を代表する立場で、知事が国に言うべきことを言うていただくというのが必要だと思うんです。そして「軍事対軍事」という悪循環から抜け出し、改憲や日米一体化を許さない立場に立つてこそ、府民を守る道であることを指摘し、次の質問に移ります。

府立文芸会館は府民の文化芸術活動の拠点として存続・発展させるべき

【成宮議員】次に、京都府立文化芸術会館の存続・発展についてです。

文芸会館は、京都府開庁100年を記念し、府民の文化芸術活動の拠点として1970年に開館し、演劇・古典芸能・舞踊・音楽などさまざまなジャンルの上演に適した舞台芸術専用ホールと、美術・工芸作品の展示室などの総合文化施設として、府民に愛されてきました。昨年、開館50周年にまとめられた『50周年に寄せて』には、京都のみならず全国の関係者からの声が寄せられています。

俳優の伊ッセー尾形氏は、「一人芝居は細かさがいのち。様々なニュアンスを繰り出してお客さんの反応を探っていきます。思い切りの囁き声も使いたいのですが、たいていは後ろまで聞こえません。が、この劇場は届いてる！と、自分の耳でもわかります」と、チェロ奏者の河野文昭さんは「恩師のずっしりとした低音が聞きたくて欠かさず通いました。生の音を聞く喜びは録音では得られません。舞台と観客が近く、残響も多すぎないことから、演奏者の表現を細部まで聴くことができるのが大きな魅力」と

語っておられます。

建築家の富家宏泰氏の傑作の1つとされる建物とともに、優れた専門スタッフの存在が、プロにもアマチュアにも喜ばれ、府民が発表や観賞できる場を支えてきました。40年以上続く「Kyoto演劇フェスティバル」が実行委員会により運営され、多くの才能が全国や世界へと羽ばたいています。

芸術文化基本法は、芸術・文化の創造・享受は人々の生まれながらの権利であることを強調し、国と自治体には、人々の文化芸術活動を保障する環境整備を求めています。本府の文芸会館はまさにそれを体現し、すべての府民を対象に、誰もがいつでも気軽に足を運び、表現・発表活動ができる、表現活動が豊かになるよう専門家が支えるなど、公共の文化芸術施設に求められる役割を先駆的に発揮してきたのではないのでしょうか。

コロナ禍で、多くの府民がさまざまな影響を受けている今こそ、文芸会館の歴史的な役割をふまえ、府民の文化芸術の拠点としてさらに発展させるべきと考えますが、いかがですか。

すべての子どもたちに、文化芸術の鑑賞・創造の機会を保障する取り組みを

【成宮議員】最後に、コロナ禍の子どもたちの文化芸術の鑑賞・創造機会の保障についてです。

2年に及ぶコロナ禍、子どもたちにも貧困と格差が深刻な影を落としています。一昨年春の全国一斉休校では、突然学校生活を失い、その後もプールや運動会、合唱コンクールや修学旅行、遠足、放課後も友だちと自由に遊ぶことが制限されるなどの中、多くの子どもが心の内を表現できないでいたり、のびのびと豊かに学び育つ機会や体験が失われていると、専門家も指摘しています。

そうしたなか、文化庁が「日本のすべての特別支援学校・小学校での舞台芸術鑑賞教室の実施に向けて」という調査に踏み出し、今年、日本児童・青少年演劇劇団協同組合より調査が行われました。先日は、京都児童青少年演劇協会が要請に来られ、その結果について教えていただいたところです。

調査は、全国の支援学校1,150校、小学校19,490校へ、2019年度からの3年間、舞台芸術鑑賞を実施しているかどうかを直接聞き取ったものです。その結果、小学校では2019年度は64%が鑑賞会を実施していましたが、2020年度はコロナの影響も受け21%に減り、2021年度は少し回復して実施予定が35%となっています。

コロナ前も府県による差が大きく、東北地方や、県内巡回公演など学校連携してきた静岡・愛知などでは8割9割が実施し、沖縄も児童青少年舞台芸術国際フェスティバルの開催を継続するなど6割以上で実施されています。

京都は、小学校で2019年度57.8%、2020年度19.6%、2021年度30.7%と、全国平均よりも下回る結果となっています。

そもそも学校鑑賞は、格差なく優れた文化に触れられる良い制度ですが、学校や自治体からは「授業時間が確保できない」「予算がない。保護者からの徴収は困難」などの声があり、年々機会が失われてきたうえ、コロナ禍で困難が増しています。

しかし、舞台鑑賞に参加した子どもたちは、「初めて演劇を生で見た。友達と一緒に笑ったり、感想を出したり、すごく楽しかった」「興味ないと思ってたけど、刺激があって興味が湧いてきた。また見たい」「音楽と一緒にみんなで歌ったのが良かった。気持ちいいという感覚になれた」などの感想を寄せています。コロナ禍でこそ、ぜひ全ての子どもに鑑賞機会を保障することが求められると考えます。

それには、全校一斉にするやり方だけではなく、学年や回数を分ける、少人数でのワークショップ

と鑑賞の組み合わせなど、工夫がいろいろあります。ある小学校では、演劇公演を学年ごと6回に分けたものの、予算は公演1回分のままだけ出せなかった、劇団が子ども達のことを思って1回分の公演料で6回公演を行なったといいますが、これでは続きません。行政が財政的保障をしっかりと行うことが必要です。

一方、子どもたちに作品を届けてきた劇団や音楽家も、コロナの影響が大きく、長い歴史をもつ劇団が存続の危機にあり、俳優や演奏家、技術者のみなさんが、アルバイトや転業してしまったりして、舞台に立つ人も裏方さんもないという深刻な状況です。

そこで、学校でのとりくみをはじめ、全ての子ども達を対象にした文化芸術の鑑賞・創造発表の機会を保障すること、また文化芸術関係者の仕事をつくるためにも、市町村や学校、保育園・幼稚園関係団体、文化芸術団体と連携し、財政的保障も含め具体化をしていただきたいと思います。いかがですか。お答えください。

【中地大学改革等推進本部事務局長・答弁】 府立文化芸術会館についてでございます。

府立文化芸術会館は、昭和45年1月、京都府庁開庁100周年記念事業の一つとして、演劇、古典芸能、舞踊、音楽などの舞台芸術、及び美術、工芸などの視覚芸術の両者を統合した文化施設として開設されました。さる令和2年には開館50周年を迎えたところであり、この間、京都における文化芸術活動の拠点として幅広い方々に親しまれ、延べ960万人を超える皆様にご利用いただいております。

一方、ハード面においては、築50年を超え老朽化が著しく進んでいるため、この間、京都府といたしましても、舞台設備の更新や空調機器の修繕など、必要な整備を行ってきたところでございますが、耐震機能上の課題や施設設備の抜本的な改修の必要性を有する状況にあることから、すみやかな機能移転が求められているところでございます。このような状況を踏まえ、京都府といたしましては、これまでから、北山エリアの旧総合資料館跡地活用の一環として、文化芸術会館や京都こども文化会館の機能継承を念頭においた、舞台芸術、視覚芸術の拠点施設の整備をめざしているところでございます。

新たな施設整備においては、例えば舞台と観客の一体感を醸し出すホールや、バレエにも対応できる袖の広い舞台など、文化芸術会館や京都こども文化会館の優れた部分を継承するとともに、民間の劇場では整備が難しい、創作活動のための空間を集積させるなど、今の時代に求められる新たな機能も付加しながら、京都における芸術の創造・発表の拠点として、充実・発展させてまいりたいと考えております。

【佃文化スポーツ部長・答弁】 子ども達の文化芸術の鑑賞・創造機会の保障についてでございます。

文化芸術は人々に感動と希望をもたらす、子どもたちの豊かな感性や創造力を育む上で、たいへん重要な役割を果たすものだと考えております。このため、次代を担う子どもたちが学校の授業で文化に親しんでもらえるよう、小中学校に能・狂言や茶道・生け花等の専門家を派遣し、質の高い文化体験の機会を提供するとともに、日頃から文化の魅力を感じられるよう、京都府ミュージアムフォーラム参加館において、地域の文化資源をめぐり、体験したことを発表し合う体験ツアーなどに取り組んでいるところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、リアルな文化の鑑賞や体験・交流などの実施が困難な状況となったことから、文化庁等との連携による伝統文化親子教室などを通じて、レクチャー動画を制作配信するなど、子どもたちの文化への関心が途切れることがないよう、取り組みを進めているところでございます。また、今年度新たに、親子で複数の伝統芸能、伝統工芸を一度に体験することの

できる京都府伝統文化体験フェスティバルの実施を予定しており、子どもたちが文化芸術を鑑賞し、創造・発表する機会を充実強化していくこととしてございます。

今後とも、文化庁や市町村、学校、地域の文化施設と連携し、文化芸術を通じて子どもたちの豊かな感性と想像力を育んでいきたいと考えております。

また、文化芸術関係者の仕事づくりについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な打撃を受けた芸術家等の皆さまを支援するため、京都府では、京都府ウィズコロナ文化活動支援補助金による、舞台関係者の公演機会の確保や、府立植物園を会場としたパフォーマンスフェスタの開催による、音楽や舞踊、大道芸などの発表機会の創出、アートコラボレーション京都の開催による絵画や彫刻などアート市場の拡大と販路の開拓、京都工芸美術作家協会と共同した染色・工芸などの東京での展示販売会の実施、などに取り組んで参りました。

今後とも、文化庁移転を契機として、市町村や文化施設、文化団体、民間企業等との連携の上、府内各地で舞台芸術の発表の機会を創出・充実するとともに、美術品等の展示販売の場の拡大などに取り組み、文化芸術関係者の活動を継続して支援してまいりたいと考えております。

【成宮・指摘要望】 まず、子どもたちの文化芸術の機会保障についてです。

京都府でもいろんな取り組みやっているというお話ですけれども、一体どれくらい子どもたちがその対象になっているのか、ということが今大事だし、コロナ禍を踏まえて、対象を文字通りすべての子どもたちというふうに、府として位置付けていく取り組みの引き上げが必要だというふうに思うんです。

それからもう一点、現場に聞きますと、やはりお答えにもありました、コロナ禍を踏まえて、生の演劇だとか音楽なんかの舞台鑑賞がコロナ禍で難しくなっている。その機会を位置づけるっていうことも含めて、非常に大事ななっていると思いますので、府が財政的な支援など抜本的に引き上げていただきたい。これ要望しておきたいと思います。

もう一点、文化芸術会館についてですけれども、北山エリアのお話が答弁の大部分でしたが、文芸会館をどうするのかというのは、また別の話ではないでしょうか。文芸会館そのものが、答弁の前半でもありましたように、建築や施設でも、専門技術者の存在でも、それこそ府民誰もが安価に気軽に鑑賞ができる場として、大事な文化拠点として、半世紀以上にわたってそれを蓄積してきた、かけがえのない役割を持っている、かけがえのない財産だというふうに思うんです。

それについて、老朽化や耐震ということが言われますけれども、それだったら本府が必要な改修など含めて責任を持つ、そのことこそ問われてるんじゃないでしょうか。さらに文芸会館が存続・発展できるように、府が責任を持つということを強く求めまして、これも要望して終わらせていただきたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

以上